

平成23年度

那覇市国民健康保険事業運営方針及び事業計画書

平成23年度国民健康保険事業運営方針

1.財政健全化の推進

(1) 適正な予算編成

国民健康保険財政の安定を図るため、平成20年度より実施された医療制度改革の国保財政への影響について、国に財政措置を求めていくとともに、医療費の伸び率など基礎数値の把握に努め、事業の円滑な執行が保障できる予算編成を行う。

(2) 健全財政の推進

平成18年度、国保財政の急激な悪化により基金が底をつき赤字への転落が危惧されたことから、平成18年度から平成22年度までの間に12億円を一般会計から繰り入れ、税率改定により税収増を図ること等により赤字を解消するとの枠組みが、経営企画部、財務部との合議を経て、平成19年1月に市三役の了解が得られた。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の導入、前期高齢者に対する財政調整など、大幅な医療制度改革により国保財政は好転することが期待されていたが、20年度決算で約13億円の大幅な赤字となった。赤字の要因のひとつとして、前期高齢者財政調整制度による影響が挙げられる。当該財政調整制度は、全国的には国保財政に好影響となったが、沖縄県の保険者は出生率が高く前期高齢者の加入割合が低いため、全国に比べて交付金が少なく、赤字が拡大する結果となった。この問題については、県内11市で構成する沖縄県都市国保研究協議会や沖縄県、沖縄県市長会等とともに、国に対し財政措置を求めてきた結果、平成21年度及び平成22年度の特別調整交付金で一定の措置が図られたものの、赤字を解消するにいたっていない。本市の国保財政は以前にも増して厳しい状況見通しとなっていることから、国が予定している国保の都道府県単位の広域化の状況を見極めた上で、財政健全化計画の策定及びその推進に取り組む。

(3) 国保税賦課総額の確保

適正な賦課総額を確保するため、当該年度の支出見込み総額から国庫支出金、一般会計繰入金、その他の収入見込額を控除した額を予定収納率で除して得た額を賦課総額とする。

23年度予算編成では、現在の財政赤字のうち、制度改革による影響額の算定と、国の財政措置が妥当なものかを検証する必要があることから、赤字解消のための新たな一般会計繰入は当面行なわないこととする。

24年度以降の予算編成については、上記の検証作業の結果を踏まえた上で、適正な賦課総額を確保する。

(4) 国保税賦課の適正化

平成23年度の国保税は、軽減制度との関わりから、所得申告のない世帯への調査等について関係部課との連携を強化し、申告督促文書の発送や全課体制による実態調査への取り組みを実施するなど、適正な課税所得の把握に努める。

賦課限度額は、医療分を51万円、支援分を14万円、介護分を12万円にそれぞれ引き上げる。

2. 国保税収納率向上対策の推進

(1) 徴収体制の整備強化

国保税は、医療費の財源確保の上で重要であり、税の公平性を確立することが求められている。滞納者対策を強化するために滞納管理システムにより、滞納者を長期的に管理し、滞納者毎のきめ細やかな徴収対策を講じる必要があり、徴収体制の整備を図りながら、滞納者管理の年間計画を策定し、納付督促、差押及び徴収担当職員自身のスキルアップを図るための研修を強化する。

(2) 国保税滞納者に対する措置の適正な実施

被保険者間の税負担の公平を図るとともに、予定された財源の確保を確実にするため、滞納者に対しては職員による電話督促を積極的且つ継続的に行うこととし、特別な事情がないのに国保税を滞納している者については、資格証明書の交付、保険給付から滞納国保税への充当依頼、あわせて担税力があると判断される者に対しては、滞納処分を積極的に行っていく。

また、被保険者証更新時における滞納者への納付指導及び国保税徴収の強化を図る。

(3) 口座振替の推進

完納世帯を中心に口座振替を推進し、納め忘れの防止や計画的納付を促進する。また、窓口指導員による加入時の口座振替指導や収納推進員の臨戸による口座振替推進を強化して、平成23年度の口座振替目標率40%達成に向け事業を展開していく。

3.医療費適正化対策及び保健事業の充実・強化

(1) レセプト点検事務の充実・強化

平成20年度より点検職員全員にパソコンを貸与し、電子レセプトへ移行し業務を行っている。

レセプト点検は、不適切な診療報酬の請求を監視するという観点から、医療費の抑制に寄与できる現時点における数少ない方策の一つである。平成21年度に一定程度の人的増員が果たされ体制強化が図られたことに続き、平成22年度は点検業務の外部委託の可能性検討するためのパイロット事業を実施した。平成23年度は、引き続きその成果をみながら、直轄の点検業務と委託による点検業務との相乗効果を発揮できる体制の可能性を検討する。

その他、レセプト点検に係る研修体制など、点検効果の向上に資する環境整備を継続して実施していく。

(2) 医療費通知の充実・強化

医療費通知は、被保険者の国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうとともに、診療履歴の確認により不正請求などの潜在を防止することを目的として行うものである。今後とも医療費通知内容及び通知方法等の改善を図っていく。

(3) 医療費分析の強化及びデータの活用

医療費は国保財政支出の90%以上を占めており、地域の特性、被保険者の年齢構成、医療機関の開設状況等によって保険者間に相当な格差がある。その実態を分析することにより、医療費を押し上げている要因等を的確に把握する。また、医療費分析データを基に保健事業実施のための基礎データの整備を図り、地域に密着した事業展開や広報活動の強化を図る。

(4) 保健事業の充実

保健事業は、平成20年度から保険者に義務化された生活習慣病の発症及び重症化を予防するための「特定健康診査・特定保健指導」を実施するほか、被保険者が病気を予防し健康を維持するにとどまらず、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣を定着させ、生活習慣病等を予防するために、健康教育、健康相談、健康診査を通じ、健康の自己管理を推進していくものとする。

(5) 特定健康診査・特定保健指導の実施

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施している。本事業は「那覇市国民健康保険特定健康診査等実施計画」により5カ年計画の目標を定め、平成23年は、前年度の実績を踏まえて受診率を41%と修正し、保健指導率は45%として取り組んでいく。

特定健康診査の受診率向上の新たな取り組みとして、保険証と受診券（特定健診とがん検診）を一体型にした新しい保険証を作成し、健診が受けやすい体制を構築する。これにより、受診券を紛失したなどの理由で、受診機会を逃すことがなくなり、また保険証から受診の有無がわかることから、医療機関の窓口においても、未受診者へ受診案内がしやすくなるなど、受診しやすい環境が提供できる。

また、昨年同様、自治会に対する補助金制度を導入した出前健診の拡充や電話による受診案内、広報紙等を利用した広報啓発事業を行っていく。

さらに未受診の方に対して受診を案内する市長からの手紙や、NPO団体と戸別訪問を委託契約し、きめ細やかな訪問を行うなど、体制を強化していく。その他、様々な市民ニーズに対応できるよう、日曜健診やイベント時健診の実施など、受診しやすい環境整備にも努め、受診率向上につなげていく。

特定保健指導は、当課の保健師・管理栄養士等による専門スタッフが研修によるスキルアップを図りながら、質の高い保健指導を行う。さらに、保健指導の実施場所や時間帯については、対象者が保健指導を受けやすいように配慮する。また、特定健診機関において、受診後すぐに特定保健指導を受けられるよう、委託機関での保健指導の実施体制づくりもあわせて行なう。

若い世代の保健指導率向上のために、気軽に市民と連絡が取り合えるようメール支援実施に向けての体制整備や自己の健康管理能力の向上に向けて、市ホームページ等へ生活習慣病予防の学習教材の掲載等を行っ

ていく。

(6) ジェネリック医薬品の普及促進

一般に安価に製造・購入できるとされている後発医薬品、いわゆる「ジェネリック医薬品」は、医療費の抑制にも一定程度効果が期待できることから、国もその普及促進に力を入れている。ジェネリック医薬品の普及においては、①同薬品についての認知を広めることと、②変更を意思表示する際の心理的抵抗を低減することが課題とされており、①については医薬品団体のホームページなどでの周知活動が、②については医薬品メーカーによるCMなどがおこなわれている。

本市においても、ジェネリック医薬品希望表示カードを作成・配布するとともに、ジェネリック差額通知を送付し、ジェネリック医薬品の普及促進を図っていく。

(7) 臓器移植医療の促進

保険証の裏面に臓器移植の意志表示欄を設けることにより臓器移植を希望する患者の移植を受ける機会を増やす。臓器移植医療を推進することは、移植を希望する患者の肉体的、精神的負担を軽減するばかりではなく、医療費の適正化の観点からも高額な医療費が継続してかかる状態を改善することに繋がることになり、保険者として積極的に臓器移植医療を促進していく。

4.適用適正化計画の推進

平成22年度に策定した那覇市健康保険局医療費適正化計画は、医療費適正化を健康保険局の最重要課題として捉え、課題解決に当たっては、健康保険局内の三課（国保長寿医療課・健康推進課・特定健診課）横断体制を敷き、取組みを進めていくとしている。具体的には、適正化実践項目をその即効性の面から短期的視点と長期的視点とに区別し、更の中から効果が高いと目される項目を厳選して進捗管理を行っていく。なお、進捗管理に当たっては、三課関係者の集う会議により、課題への対処方や軌道修正等、P D C Aサイクルを意識して行なっていく。

5. 広報活動の充実強化

(1) 被保険者の納税意識の高揚

国保制度の意義及び本市の国保財政の実態等の周知を図り、被保険者の納税意識を高めるため、効果的な広報媒体を活用した広報活動を行なう。

(2) 医療及び健康づくりに関する意識の啓発

医療費抑制のために必要な多受診・重複受診等の防止に関する啓発活動や健康づくりに関する情報を積極的に被保険者へ提供する。

生活習慣病を予防し、医療費の適正化推進の観点から特定健診・保健指導の受診率向上のための広報活動を積極的に行い、協会けんぽ等被用者保険ともタイアップした取組みを検討する。

6. 事務改善の推進

(1) 事務事業の電算化の推進

滞納整理、収納管理、給付等の各システムを有効活用することにより事務の効率化を図り、将来的な経費節減に努めるとともに、保険税の徴収体制及び給付事務の執行体制強化を図る。

(2) 組織の見直し

健康保険局に配置されている健康推進課、特定健診課との連携強化を図り、毎年増嵩する医療費への対策を行う。

課内においては、医療費適正化対策を推進するため平成22年度より配置した担当副参事を中心に那覇市健康保険局医療費適正化計画を推進する。

(3) 窓口時間の延長

昼食時間及び午後6時までの窓口業務の延長を継続し、国保の資格得喪手続、納付相談や保険給付申請等、利便性を図る。

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 1

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
1. 財政健全化の推進 (1) 適正な予算編成	①.他都市及び本市の予算・決算分析を行う。 (実施時期 平成23年6月1日～10月31日) ②.平成20年度医療制度改革に関する影響の把握に努め、収支見込の正確性を期すこととする。 (実施時期 平成23年4月1日～平成24年3月31日) ③.臨時的な財源に依拠しない予算編成とするための検討を行う。 (実施時期 平成23年7月1日～10月31日) ④.事業の円滑且つ効果的な推進を保障する予算編成を行う。 (実施時期 平成23年11月1日～平成24年2月10日)	※ 平成23年度は、昨年を引き続き繰上げ充用を予定している。
(2) 健全財政の推進	①.事業運営方針及び事業計画の策定 国保財政の健全化を推進するため事業運営方針を定め、収支バランスのとれた具体的な事業計画を策定することにより、運営の効率化を図る。(策定時期 平成24年2月1日) ②.歳入歳出予算及び決算のほか、重要事項諮問のために国保運営協議会を開催する。 開催時期 平成23年8月(平成22年度決算)、平成24年2月(平成24年度当初予算)の他、必要に応じ開催する。 ③.国保制度の安定的運営を図るため、都市国保研究協議会はもとより全国の国保関係団体と連携し、制度改善のため、政府及び	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 2

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	<p>国会に対する要請行動に積極的に取り組む。</p> <p>ア. 九州都市国保等が行う制度改革のための陳情行動への参加 (実施時期 平成23年7月)</p> <p>イ. 九州市長会総会への議題提出 (実施時期 平成23年7月、平成24年3月)</p>	
(3) 国保税賦課総額の確保	<p>①未申告者への申告指導・強化</p> <p>ア. 未申告者のリストを作成し、個別訪問、電話督促、申告書の送付等により未申告者への指導を強化し、所得の把握に努める。</p> <p>イ. 所得不明世帯については、市民税課と連携し、相互情報交換を図ることにより、所得調査体制を強化する。</p> <p>②平成23年度賦課総額の確保</p> <p>適正な賦課総額を確保するため、当該年度の支出見込み総額から国庫支出金、一般会計繰入金、その他の収入見込額を控除した額を予定収納率で除して得た額とする。</p> <p>23年度予算編成では、現在の財政赤字のうち、制度改革による影響額の算定と、国の財政措置が妥当なものかを検証する必要があることから、赤字解消のための新たな一般会計繰入は当面行なわないこととする。24年度以降の予算編成については、上記の検証作業の結果を踏まえた上で、適正な賦課総額を確保する。</p>	
(4) 国保税賦課の適正化	<p>①. 被保険者間の負担の不均衡の是正。</p> <p>国の見直しにあわせて、医療分・支援分・介護分の賦課限度額の引き上げを実施する。税負担の分析を行い、今後とも適正な賦課に努める。</p>	◎ 適正な賦課割合（応能：応益）の設定。

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 3

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	<p>②. 国保税減免制度の活用。 国保税減免に要する財源の確保を図るとともに、減免制度の周知を行う。</p>	<p>◎ 減免の財源として、一般会計から繰入金の確保を図る。</p>
<p>2. 国保税収納率向上対策の推進 (1) 徴収体制の整備強化</p>	<p>①. 県調整交付金のインセンティブ（約4,500万円）を獲得するため平成23年度の目標収納率を一般現年分で91%以上とする。</p> <p>②. 賦課・徴収体制の強化</p> <p>ア. 夜間電話督促を組織的に取り組む 税担当職員へ月ごとに実施すべき夜間電話督促件数の目標値を課し、年間を通して滞納者との接触回数を増やす。夜間電話督促件数は管理者が着実に管理し、収納率の向上を図る。</p> <p>イ. 滞納処分を強化することにより、支払能力が有りながら、滞納している者については、強力に差押を実施する。</p> <p>ウ. 滞納整理に精通した特別滞納整理指導員（非常勤職員）を採用し、保険税職員のスキルアップを図るとともに、滞納繰越滞納者などを対象に預金等の差押等を含め、徴収の強化を図る。</p> <p>エ. 催告書を4月、9月、12月に送付することによって、納付督促を強化し未納者に対し早期の対応策をたてる。</p>	<p>◎ 「新滞納管理システム（滞管えっくす）」の効率的な活用を図る。</p>

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 4

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	<p>③.特別徴収強化月間の取組み 滞納繰越分(平成23年6、7月)、夏のボーナス時(8月)、年末ボーナス時(12月)、保険証更新時(平成21年3月)、決算追込み時(4、5月)を特別徴収月間として位置付け、全課体制による徴収強化を図る。</p> <p>④.当初課税時の徴収強化 前年に比べ税額が大幅に増額した者等、当初課税時の年度内完納を基本とした分納納付相談を早期に積極的に取り組むとともに、分割納付状況を徹底管理し収納率の向上を図る。</p> <p>⑤.推進員の資質向上による地区対策 納付指導を中心とした業務とする。 ア. 納付指導割、収納率割を設けることにより、徴収困難世帯への取り組みの強化を図る。 イ. 納付指導と並行して、社保加入喪失の有無、所得申告指導、不現住調査、減免該当者の調査等の徹底及び口座振替の推進を行う。 ウ. 上記ア、イの業務を遂行するにあたって、国保業務全般についての勉強会の実施。また、定期的に推進員との連絡会議の開催、外部講師による研修を実施する。</p> <p>⑥.市外収納推進員の配置 市外転出滞納者について、市外収納推進員を継続して配置し、常時臨戸(訪問)徴収などを実施する。</p>	<p>◎ 地区収納率向上に合わせた徴収対策を策定し、収納推進員と地区担当で、地区の徴収計画を立て、申告・納付指導を中心に取り組む。</p> <p>◎ 特に4月、5月の出納閉鎖期間における徴収強化については、収納率に大きく影響するので、全課体制で対応していく。</p>

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 5

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	<p>⑦.夜間電話督励専任の非常勤職員を引き続き採用し、収納率向上対策を図る。 上記の非常勤職員を活用し、賦課・徴収・口座勧奨など収納率向上対策に沿った夜間電話督励を実施する。</p> <p>⑧徴税担当自身のスキルアップを図るための研修等を強化する。</p>	
(2) 保険税滞納者に対する措置の適正な実施	<p>①資産がありながら納税に応じない.悪質滞納者については、預金や所得税還付金等の差押を実施する。また資格証明書の発行、保険給付から滞納保険税への充当を図る。</p> <p>②.保険給付申請時及び被保険者証更新時における納付指導の強化 ア. 高額療養費・貸付及び出産育児一時金等の保険給付とリンクした納付指導を徹底する。 イ. 短期被保険者証更新時の納付指導の徹底 短期被保険者証で納付約束を守らない滞納者は、有効期限を短縮し、滞納者との接触回数を増し納付指導を徹底する。また、どうしても納付困難な滞納者に対しては、実情に沿って分割納付指導などを実施する。 ウ. 被保険者証更新時期（3月）に1年証を持っている滞納者に対し納付指導を徹底する。また、年度末一括納付者に対しては納付期限内納付の指導を行う。</p>	・ 効果的な資格証明書の発行

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 6

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
<p>(3) 口座振替の推進</p>	<p>口座振替の推進 今後の収納率の安定向上は、口座振替の推進による国保税の安定的収納を基礎とする。 平成23年度は、口座振替の加入促進をより強化するため、下記世帯への取り組みを強化する中で、40%以上の加入率達成を目指す。</p> <p>ア. 新規加入者 国保の新規加入者については、加入の段階で口座振替を積極的に勧奨する。</p> <p>イ. 1年証世帯で9期10期末納者（口座未契約者） 1年証世帯で9期10期末納者については、口座振替をすることで、納める時期を定期にし、9期10期までに完納させることをねらいとする。</p> <p>ウ. 平成21、22年度完納者で、口座申出のない被保険者 口座振替勧奨文書を送付し、口座振替を積極的に勧奨する。</p>	<p>◎ 窓口指導員等による口座加入推進の強化。</p>
<p>3.医療費適正化対策及び保健事業の充実・強化 (1) レセプト点検事務の充実・強化</p>	<p>レセプト点検事務の充実・強化に関する事業 (実施期間 平成23年4月～平成24年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月から非常勤職員（内容・資格点検事務業務）を増員 ・点検業務関連に対する研修を強化し業務の効率化を図る。 	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No. 7

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
(2) .医療費通知の充実・強化	<p>医療費通知 (実施期間 平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>世帯単位の医療給付状況を通知することにより、医療費適正化の啓発と過誤請求の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療月(平成22年12月、平成23年1月)(2月、3月) (4月、5月)(6月、7月)(8月、9月)(10月,11月) ・ 発送月(平成23年4月)、(6月)、(8月)、(10月)、 (12月)、(平成24年3月) ・ 件 数 1回約 38,000件 	
(3) .医療費分析の強化及びデータの活用	<p>医療費分析の強化及びデータの活用</p> <p>レセプト・特定健診の基礎データ整備を図るとともに、担当副参事を中心に、医療費データの検討を行う。国保ネット・レセプト管理システム等を活用し、要因別医療費対策を明らかにして医療費適正化事業の強化を図ると共に、保健事業の充実促進に必要な資料を提供する。</p>	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.8

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
(4) 保健事業の充実	<p>① 健康相談・指導事業（平成23年4月～平成24年3月） 重複・多受診者を対象に健康相談員が個別訪問し、健康相談・指導を行い、健康づくりへの意識啓発と、医療費に対する理解を図る。</p> <p>② 健康診査(旧名称:国保20・30代健診)の実施 特定健診の対象となる年齢以前の20代から健診を実施し、生活習慣改善の必要がある者に保健指導を実施する。 健診内容:特定健診に準ずる</p> <p>③ 二次健診の実施 特定健診の結果から、より詳細な検査が必要な方に実施する健診で、検査結果を、自分のからだの状態として具体的にイメージできるように保健指導を実施し、生活習慣改善を行えるよう支援する。 検査項目(75g糖負荷試験・頸動脈エコー・微量アルブミン尿検査)</p> <p>④ がん検診等受診支援事業（平成23年5月～平成24年3月） 国保の被保険者に対する各種がん検診や歯周疾患検診の受診を積極的に支援し、疾病の早期発見及び被保険者の健康に対する自主管理意識を高める。</p> <p>⑤ 全自動血圧計（5台）に係る修繕料</p>	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.9

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
<p>(5) 特定健康診査・特定保健指導の実施（特定健診課）</p>	<p>①特定健康診査の実施 実施期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日（通年実施） 対象者：平成23年4月1日現在国保加入者で、平成23年度に40～75歳に達する者 目標数：25,053人（対象者の41%と設定） 委託医療機関：県医師会との集合契約により受託した医療機関</p> <p>②特定保健指導の実施 実施期間：通年 対象者：健診結果により動機付け・積極的支援の者 予定数：1,790人（45%を目標値として設定） 結果説明会、訪問等により実施。一部アウトソーシングする。</p> <p>③特定保健指導利用券の作成 特定保健指導実施率向上のため、利用券を対象者全員に送付する。</p> <p>【新規】</p> <p>④国保証と受診券（特定健診・がん検診）一体型の作成 従来の保険証に、受診券の機能を併せ持つ新しい保険証を作成し、保険証だけで受診できる仕組みにすることで、受診率向上を図る。</p>	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.10

事業項目	事業計画内容	検討課題
	<p>広報・啓発事業</p> <p>①個別訪問・国保前説明コーナー 健康相談員(非常勤職員)による未受診者宅への訪問や、国保前に説明コーナーを定期的に設け、健診の必要性和受診案内を行って行く。</p> <p>②電話案内業務の設置 電話催告センターを活用した電話委託により、未受診者に対して、受診案内を行っていく。</p> <p>③市長からの手紙 未受診者に対して市長からの個別に受診案内の手紙を送付し、受診につなげていく。</p> <p>④戸別訪問業務委託 NPO団体等と戸別訪問の業務委託契約を締結し、地域に密着した受診勧奨を丁寧にかつ広く呼びかけていく。</p> <p>⑤制度周知や受診呼びかけ等を目的とした啓発活動 ・広報紙「国保健診だより」(年間2回) ・ポスター(B2・B3版)各1,000枚 ・横断幕、のぼりの掲示</p> <p>⑥自治会説明会の実施 健診制度の説明や意義について説明会を積極的に開催していく。</p>	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.11

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	<p>受けやすい体制づくり</p> <p>①自己負担を無料 特定健診に係る自己負担を無料として実施</p> <p>②出前健診補助金事業 公民館等で特定健診を実施した自治会等の団体に対し、実施した人数に応じて補助金を交付し、健診実施団体を支援する事業。</p> <p>【新規】</p> <p>③日曜健診・イベント時健診 平日忙しい方や、人が多く集まるイベント会場において特定健診を実施することで、より多くの方へ受診機会を提供していく。</p> <p>関係機関との連携</p> <p>①医療機関との連携・協力 那覇市医師会と特定健診に関する連絡会を定期的を開催し、受診率向上に向け、来院者への受診勧奨や土日実施の協力に向けた連携を図る。</p> <p>②関連業務との連携や他課との連携 収納推進員が税の収納業務に合わせて特定健診を案内する連携体制や、健康推進課の「がん検診」との同時実施(期間の統一)にむけた環境づくりを図ることで、受診率向上につなげる。</p> <p>③理容組合との協働による事業 市内の理髪店と協働により店舗前に「のぼり」を掲示するなどして広報啓発事業に取り組む。</p>	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.12

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
<p>(6) 臓器提供意思表示カードの普及促進</p>	<p>○国民健康保険証裏面への「臓器提供意思表示欄」の記載</p> <p>平成23年度から導入する高齢受給者証・特定健診受診券・がん検診受診券一体型保険証においても、引き続き臓器提供への理解や関心を喚起するべく、保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けている。今後も事業担当部署と連携をとりながら、市民への周知徹底を図る。</p>	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.13

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
4.適用適正化対策の推進	<p>①.年金課と協力し、年金データ等の活用により未適用者の把握に努め、届出の勧奨を強化するなど、未適用防止対策を強化する。 また、データ活用に対応すべくパソコンシステムの推進を図る。</p> <p>②.国保制度及び資格適正化の啓蒙 適用事業所に対し、沖縄社会保険事務局の事業所リストにより「事業主のみなさんへ」等のパンフレットを送付し、資格取得・喪失届等の指導を行うよう依頼を強化する。なお、市広報紙国保だより、ミニパンフレット等により周知と啓蒙を行う。 年金受給者一覧表と突合して資格確認を行い、退職者医療制度の適用者が未申請の場合は、職権で処理を行う。</p> <p>③.実態調査の実施 臨時職員を採用し、居所不明者の実態調査を行う。 (実施期間 平成23年4月～平成24年3月) 外勤調査1人、内部処理1人を雇用</p> <p>④.第三者行為請求事務 (実施期間 平成23年4月～平成24年3月) 交通事故など第三者によるケガや病気の疑いのあるレセプトを抜き出し、求償事務の強化を図る。(非常勤職員1名雇用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 35,216,418円 ・平成20年度 21,670,316円 ・平成21年度 34,288,927円 	<p>◎ 年金データに基づく有資格の把握及び通知</p>

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.14

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	<p>⑤.返還金の請求事務 (実施期間 平成23年4月～平成24年3月) 資格喪失後に国保手帳を使って受診した者に対する医療費の返還及び他保険への請求替えや通勤災害・業務中の事故などの労災事故に対し適用の適正化を行うことにより、医療費の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度 25,180,827円 ・ 平成20年度 34,787,105円 ・ 平成21年度 23,622,857円 <p>⑥その他の医療費適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 多受診・重複受診者への訪問による相談・指導(保健事業で実施) イ. 保健・福祉・医療の三者協議会における、老人医療の適正化の取り組み(適時) ウ. 広報紙による意識啓発(保健事業で実施) 	
5.広報活動の充実・強化	<p>国保事業への理解を深めてもらうため、広報活動の充実強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 沖縄県国保連合会に負担金を拠出し、テレビコマーシャルを実施する。 (実施期間 平成23年4月～平成24年3月) イ. 広報車による周知 (実施期間 平成23年6月～平成24年3月) 	

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.15

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	ウ. 「保険税ミニガイド」を作成し、当初課税通知時に加入世帯へ配布する。 エ. 国保だよりの配布(平成24年3月) オ. 手帳更新時に「国保ミニガイド」等の小冊子を配布する。 カ. 退職者医療制度の周知を図るため、那覇市や近隣市町村の事業所へ退職者医療制度に関するパンフレットを配布する。	
6.事務改善の推進 (1) 事務事業の電算化の推進	①.滞納管理システムによる徴収体制の強化 ②.各管理システムの連動化を図り、情報を共有することにより収納率向上につなげる。 ③新たな基幹系システムの積極的な活用	◎ 活用方法についての職員研修の必要性。
(2) 組織の見直し	①.企画財務部との連携を強化し、市全体としての歳入増を目指す。 ②.関連業務の研修等を関係部課と連携して取り組み、職務対応能力の向上を図る。 ③.口座振替を各地区担当の業務と位置づけることにより、地域と密着した徴収体制の確立を図る。 ④.人事異動時に人材確保の要請を行っていく。	◎ 税務研修への参加等。

平成 23 年 度 事 業 計 画

No.16

事 業 項 目	事 業 計 画 内 容	検 討 課 題
	⑤グループ制の利点を生かした組織体制を確立する。	
(3) 窓口業務の延長	①昼食時間及び午後 6 時まで窓口業務の延長を継続し、国保の資格得喪手続、納付相談や保険給付申請等、利便性を図る。 ②手帳更新時収納対策として 3 月中旬以降の土、日に窓口を開設する。	